

# 公益財団法人広島平和文化センター多文化共生・国際交流補助金交付規則運用規程

平成12年2月1日 制定  
改正 平成18年2月1日  
平成24年2月1日  
平成25年2月1日  
平成26年2月1日  
平成27年2月1日  
令和3年1月15日  
令和4年12月15日  
令和6年1月12日

## (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人広島平和文化センター多文化共生・国際交流補助金交付規則(以下「規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (用語の解釈)

- 第2条 規則第3条第9号に規定する「同一性を有する団体と認められる」とは、申請団体の名称の如何を問わず、団体の目的、組織、代表者・役員・構成員、活動内容、事務所の所在地等が合致又はほとんどの項目が合致するなど、同一団体と認められる場合をいう。
- 2 規則第12条第1項第1号に規定する「予算を変更しようとするとき」とは、補助対象経費にかかる予算科目(申請書に記載された科目欄)毎の金額の1割以上の変更をする場合をいう。ただし、予備費充当にかかるものについては、補助団体の自由裁量の範囲内として除外するものとする。
- 3 規則第14条第1項第2号に規定する「著しく相違し」及び同条第1項第4号に規定する「著しく減少したとき」とは、補助対象事業費の予算総額に対する決算の執行率が8割未満となっている場合をいい、不用額は2割未満でなければならない。
- 4 規則第14条第1項第2号に規定する「予算の執行が不相当」とは、規則第12条第1項第1号に規定する「予算を変更しようとするとき」に該当するにもかかわらず、流用等の補助団体の内部手続きで措置している場合をいう。
- 5 規則第14条第1項第5号に規定する「過大な剰余金」とは、補助金に対し2割以上の剰余金をいう。

## (委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は国際市民交流担当部長が定める。

### 附 則

この規程は、平成12年2月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。ただし、別記第5号様式の改正については、同年7月1日から施

行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月15日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年1月12日から施行する。